別記様式第2号(第9条関係)

<table>
<tr><td colspan="2">その1
営　業　の　方　法
営　業　所　の　名　称
営　業　所　の　所　在　地
風　俗　営　業　の　種　別　法第2条第1項第　　号の営業</td></tr>
<tr><td>営　業　時　間</td><td>午前
午後　　時　　分から　午前
午後　　時　　分まで
ただし、　　の日にあつては、
午前
午後　　時　　分から　午前
午後　　時　　分まで</td></tr>
<tr><td rowspan="2">18歳未満の者を従事者として使用すること</td><td>①する　　②しない</td></tr>
<tr><td>①の場合：その者の従事する業務の内容(具体的に)</td></tr>
<tr><td>18歳未満の者の立入禁止の表示方法</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">飲食物(酒類を除く。)の提供</td><td>①する　　②しない</td></tr>
<tr><td>①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法</td></tr>
<tr><td rowspan="2">酒　類　の　提　供</td><td>①する　　②しない</td></tr>
<tr><td>①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法</td></tr>
<tr><td rowspan="2">当該営業所において他の営業を兼業すること</td><td>①する　　②しない</td></tr>
<tr><td>①の場合：当該兼業する営業の内容</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="8">その2(A)(法第2条第1項第1号から第3号までの営業)</td></tr>
<tr><td colspan="2">料　　金</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">料金の表示方法</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">役務提供の態様</td><td>客の接待をする場合はその内容</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">客の接待をする場合は接待を行う者の区分</td><td>常時当該営業所に雇用されている者</td><td colspan="5">名</td></tr>
<tr><td rowspan="4">それ以外の者</td><td colspan="5">名</td></tr>
<tr><td rowspan="3">主たる派遣元</td><td>(ふりがな)
氏名又は名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="3">〒(　　)
(　　)　局　番</td></tr>
<tr><td>(ふりがな)
法人にあつては、その代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯</td><td>遊興の内容</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>時　間　帯</td><td colspan="5">午前
午後　　時　　分から　午前
午後　　時　　分まで</td></tr>
<tr><td colspan="8">(法第2条第1項第1号の営業のみ記載すること)</td></tr>
<tr><td colspan="2">客室</td><td colspan="3">和風のもの　　室</td><td colspan="3">その他のもの　　室</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="4">その2(B)(法第2条第1項第4号の営業)</td></tr>
<tr><td colspan="4">(まあじやん屋のみ記載すること)</td></tr>
<tr><td rowspan="4">遊　技　料　金</td><td colspan="3">①客1人当たりの時間を基礎として計算する
②まあじやん台1台につき時間を基礎として計算する</td></tr>
<tr><td colspan="2">全自動台につき</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">半自動台につき</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の台につき</td><td>円</td></tr>
<tr><td>遊　技　料　金　の
表　示　方　法</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">(ぱちんこ屋及び令第15条に規定する営業のみ記載すること)</td></tr>
<tr><td rowspan="8">ぱちんこ屋及び令第8条に規定する営業の遊技料金</td><td>ぱちんこ遊技機</td><td>玉1個</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">回胴式遊技機</td><td>玉1個</td><td>円</td></tr>
<tr><td>メダル1枚</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">アレンジボール遊技機</td><td>玉1個</td><td>円</td></tr>
<tr><td>メダル1枚</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">じやん球遊技機</td><td>玉1個</td><td>円</td></tr>
<tr><td>メダル1枚</td><td>円</td></tr>
<tr><td>その他の遊技機
(　　)</td><td>につき</td><td>円</td></tr>
<tr><td>その他の営業の遊技料金</td><td>遊技の種類
(　　)</td><td>につき</td><td>円</td></tr>
<tr><td>遊技料金の表示方法</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>賞品の提供方法</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>提供する賞品のうち最も高価なもの</td><td colspan="3">(　　円)</td></tr>
</table>

その2(C)(法第2条第1項第5号の営業)	
料　　金	
料金の表示方法	
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①する　　②しない
	①の場合：18歳未満の者を午後10時から翌日の午前6時までの時間において客として立ち入らせることを防止する方法(法第22条第2項の規定に基づき都道府県の条例で、午前6時後午後10時前の時間における18歳未満の者の立入りの禁止又は制限を定めたときは、午後10時から翌日の午前6時までの時間において、及び当該禁止又は制限の内容に基づき、客として立ち入らせることを防止する方法)

備考

1　その1の「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物(酒類を除く。)のうち主なものの種類及びその提供の方法(調理の有無、給仕の方法等)を記載すること。

2　その1の「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類(ビール、ウイスキー、日本酒等)のうち主なものの種類、その提供の方法(調理の有無、給仕の方法等)及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。

3　その2(A)は法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その2(B)は同項第4号の営業について許可を申請する場合に、その2(C)は同項第5号の営業について許可を申請する場合に使用すること。

4　その2(A)又はその2(C)の「料金」欄には、第34条の表の上欄に掲げる営業の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に定める料金を記載すること。

5　その2(A)又はその2(C)の「料金の表示方法」欄には、その2(A)又はその2(C)の「料金」欄に記載した料金を表示する方法が第33条の各号のいずれに該当するかを記載すること。

6　その2(A)の「客の接待をする場合はその内容」欄には、接待の種類(談笑及びお酌、踊り、歌唱、遊戯等の別)及びこれを行う方法(特定少数の客の近くにはべり談笑の相手となる、客と一緒に歌う等)を記載すること。

7　その2(A)の「遊興の内容」欄には、遊興の種類(ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等)、これを行う方法(不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興をさせる場合は、その利用方法。)を記載すること。

8　その2(B)の「遊技料金の表示方法」欄には、その2(B)の「遊技料金」欄又は「ぱちんこ屋及び令第8条に規定する営業の遊技料金」欄若しくは「その他の営業の遊技料金」欄に記載した遊技料金を表示する方法が第33条各号のいずれに該当するかを記載すること。

9　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

10　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。